

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆厚生常任委員長登壇)

○安部 隆厚生常任委員長 おはようございます。

平成26年第4回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月17日に開催し、委員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第68号 長井市障害程度区分認定審査会の委員定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、法律の施行により、知的障害者や精神障害者については支援が前進したということであるが、具体的にはどういった部分が前進したのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、知的障害、精神障害については、これまで障害の程度区分が、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、専門家の審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性が反映

されていないのではないかという指摘があったが、法施行により、障害程度区分を障害支援区分に改め、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、判定項目をふやして、一次判定の段階で、ある程度特性に応じた判定ができるように配慮されているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、障害支援区分の判定のための審査会については、症状が重くなった場合など、必要な支援が変わった場合どのような手続になるのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、まずはどのように症状が変わったのか申し出てもらい、医師からの意見書を参考に審査するという流れであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について申し上げます。

本請願は、一般社団法人山形県聴覚障害者協会会長、小野善邦氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての

選択の機会が確保されると定められた。また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。よって、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけることができ、手話で学び、自由に手話ができるよう、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした（仮称）手話言語法の制定を求める意見書を、国会及び政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があったということだが、ということかとの質疑がなされ、紹介議員からは、これは100年くらい前の暗い歴史のようだが、手話を学んでしまうと口で話す努力をしなくなると考えられていた時代があり、日本だけでなく、世界でそのように考えられていたようだ。手話をせずに口で話す努力をさせるという、それは大変な苦痛なことだったようだが、心ある方々が、手話をなくしてはいけないということで地道に手話を守ってきたという歴史があったよとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、手話とは、国際標準的なものと思っていたら、地域によって方言と同じようにいろいろな種類があると初めてわかった。日本の場合はどうなっているのか。長井市周辺で使われている手話はどこに由来するものなのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、詳しくはわからないが、ある先人の方が努力されて、日本人として全員がわかるように手話を確立したという歴史があったようだ。それが1800年代のようだが、現在は一応統一されているようだ。ただ、世界と日本は、日本語と外国語が違うように手話も違うようで、その地方地方でも独自の表現方法があるよとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、障害者基本法では聴覚障害者に対する手立てはないのか。なぜ新たに手話言語法の制定が必要なのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、障害者基本法の中では、第3条に、手話を含むとの記載があるだけで、手話による情報保障や手話に対する正しい知識の啓発を行うなど、手話について具体的に定めた法律はまだないとの答弁を受けたところでありました。

討論に入り、委員からは、この請願の趣旨については理解できるので賛成したいとの意見が出されました。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件の審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第68号 長井市障害程度区分認定審査会の委員定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、請願第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第68号 長井市障害程度区分認定審査会の委員定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の1件について、厚生委員長の報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成26年第4回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月18日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

それでは、議案第65号 町の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、長井市宅地開発事業に伴い、町の区域の変更を要するため、提案されたものであります。

審査に当たり、まち・住まい整備課長からは、本市が行う宅地開発事業により買収した区域を分譲するに当たり、当該区域が花作町と台町の2つの町にまたがっており、分譲区画にあわせて分合筆が必要となること並びに当該事業により隣接する土地についての街区符号上の変更が必要となることから、町の区域を変更するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、花作町、台町、市の三者で事前に話し合いが行われ同意されたと理解するが、どのような経緯で結論が出たのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、詳細までは承知していないが、当初は大部分が台町の土地ということで話が進んできたが、造成地西側の入り口の部分も含んだ造成に拡大したため、花作町と台町の両方にまたがったということである。地域の話し合いは、それぞれの地区に状況を説明させていただき、関係者と調整した結果、台町区分でお願いすることとなったとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第65号 町の区域の変更についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第65号について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。